

姫路市スマートシティ共創パートナー登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「姫路ライフ・デジタル戦略」において目指すべき将来像として掲げている「令和12年度（2030年度）の姫路市の姿」の実現を目指して推進する姫路版スマートシティ事業において、課題解決のための実証実験、共同研究等を実施するとともに、本市のスマートシティ事業に係る各種サービスの実装や企業等の新たな事業展開に繋がる事業の実現を目指すため、共に取り組む企業、団体等を姫路市スマートシティ共創パートナー（以下「パートナー」という。）として登録する制度について、必要な事項を定める。

(登録単位)

第2条 パートナーは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものを単位として登録とする。

- (1) 法人 1社
- (2) 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。以下同じ。） 1校

(登録要件)

第3条 パートナーとして登録することができるものは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) デジタル技術を活用した事業若しくは教育活動又はパソコン等による情報通信を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差の解消への取組に関し、過去1年程度の事業実績又はそれに相当する実績を有すること。
- (2) 姫路版スマートシティの実現に向け、積極的に取り組む意欲を有すること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者でないこと。
- (4) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員と関係を有していないこと。
- (5) 主として宗教を布教・宣伝する活動又は政治的な活動を行っていないこと。

(申請)

第4条 パートナーの登録をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出するものとする。

- (1) 法人又は学校等の名称
- (2) 法人又は学校等の所在地
- (3) 法人又は学校等の代表者の職及び氏名
- (4) 担当者の氏名
- (5) 法人又は学校等が運営するホームページのURL

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに審査を行い、審査結果を通知するものとする。

（登録）

第5条 市長は、前条第2項の規定により申請者をパートナーとして登録することとしたときは、同条第1項各号に掲げる事項を登録するものとする。

2 前項の規定による登録の期間は、登録した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。

3 市長は、登録したパートナーについて、その名称及び所在地をホームページ等において公表する。

（市の実施事項）

第6条 姫路市は、パートナーに対し、次に掲げる事項を実施する。

- (1) パートナーからの提案及び情報提供に対する調査・研究及び実証事業の実施検討
- (2) 実証事業及び共同研究の推進に係るフィールドの提供
- (3) 公民連携で推進する実証事業等の情報発信
- (4) 姫路市のデジタルに関連する事業の情報提供依頼（RFI）及び公募型プロポーザル（RFP）に関する情報提供

（パートナーの実施事項）

第7条 パートナーは、次の事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 個別施策の推進及び地域課題解決のための先端技術、ツール等の提案及び情報提供

(2) 姫路版スマートシティ事業の推進に係る実証事業及び共同研究の提案並びに実施プロジェクトへの参画

(3) 事業効果等の検証

(変更申請)

第8条 パートナーは、第5条第1項の規定により登録した内容に変更があった場合は、速やかに市長にその旨を届出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 本市は、パートナーが次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により申請が行われたとき。
- (2) パートナーとなった団体から自団体の登録取消し希望があったとき。
- (3) 第3条の登録要件を満たさなくなったとき。
- (4) その他市長がパートナーとして適当でないと認めるとき。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。